

宮 監 公 表 第 2 9 号
令 和 6 年 7 月 3 1 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	松 山 清 子
宮崎市監査委員	中 村 鉄 平

定期監査措置状況の公表について

令和6年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
佐土原総合支所（公民館等）
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
佐土原総合支所 (公民館等)	(1) 久峰中校区活動センターの講師謝金に係る支出負担行為について、課長専決事項であるにもかかわらず、課長補佐までの決裁となっていた。 (佐土原交流プラザ)	財務規則等に基づく適正な事務処理を行うため、係員及び管理職による確認を徹底し、会計課へ送達する前に担当職員以外の職員による二重チェックを行う。また、今回指摘された不適切事項について部局内での情報共有を行い、事務処理の再確認を行う。

令和6年7月11日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

